

## 学校いじめ防止基本方針

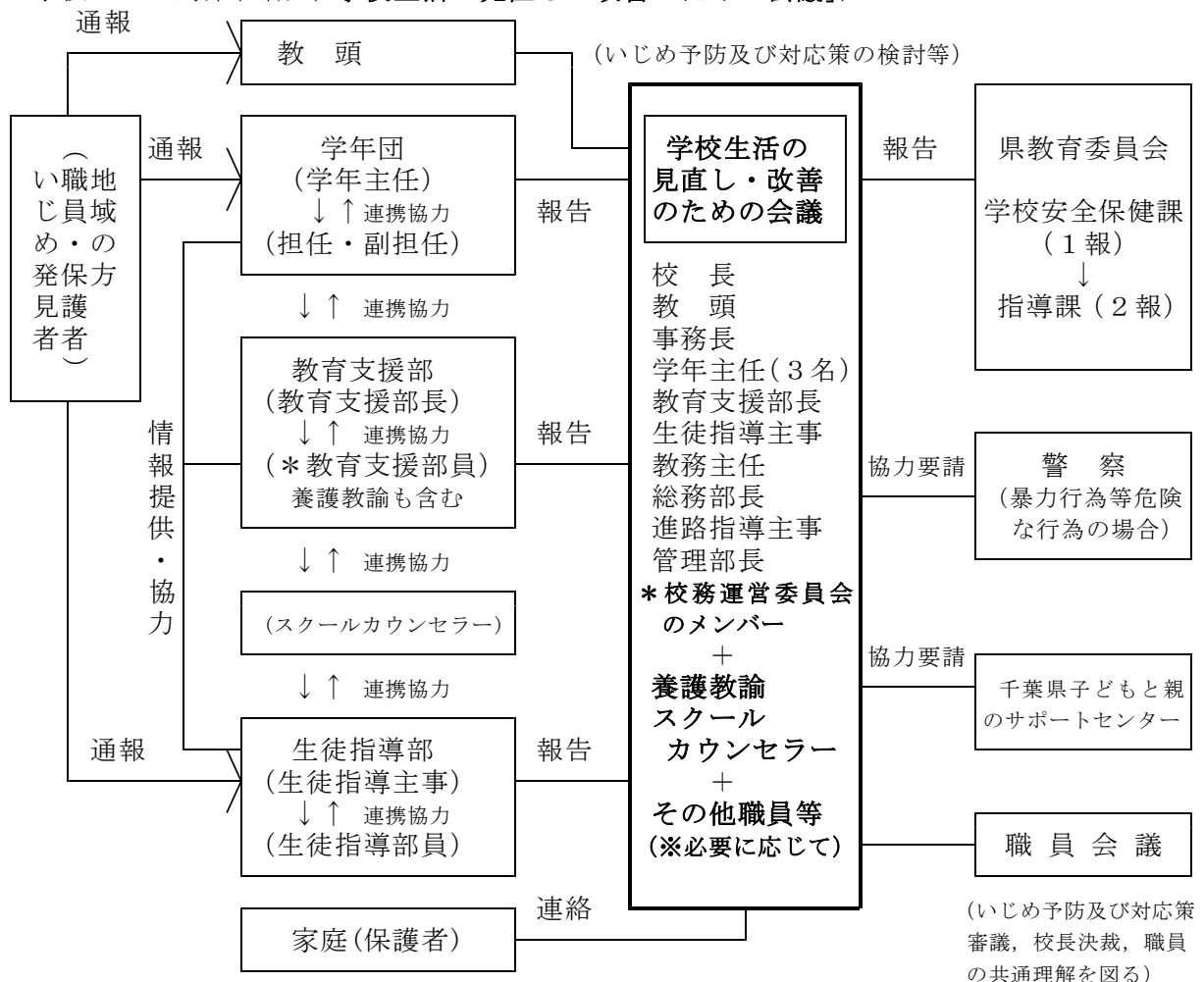
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。今やいじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要とされている。このような状況の下、国においては、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を公布し、9月28日に施行した。

同法第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とある。これにより各学校に、国の基本方針、地域基本方針を参考にし、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を示した『学校いじめ防止基本方針』の策定を義務付けた。このことを受け、千葉県立千葉西高等学校では、職員、生徒、保護者等がいじめ防止に向けた共通理解を持って、以下に示す千葉県立千葉西高等学校いじめ防止基本方針に則り、総がかりでいじめ防止に取り組み、安心・安全な明るい元気な西高づくりに邁進していく。

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法の規定に基づく）

### 2. 学校いじめ対策組織（「学校生活の見直し・改善のための会議」）



### 3. いじめの未然防止について

いじめの未然防止のために、生徒及び保護者への啓発活動を行う。教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言）や体罰をなくし、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」（生徒が積極的に発表・解答・説明等をさせたりして、生徒自ら「できた」「わかった」の喜びを感じ「僕はできるんだ」「次はこれをやろう」という自己存在感や自己決定の場面を与えられる指導の工夫）へ展開の工夫を図る。過度の競争意識や勝利至上主義により生徒のストレスが高まらないようにすることも大切である。さらに、道徳教育の充実や外部講師等を活用した講演会を行い「人間としての在り方・生き方」を考えさせたり、部活動・生徒会活動を通して横縦の人間関係の広がりや深まりを目指す。

#### ○具体的な方策

- (1) 朝の登校時の挨拶、声かけを行う。
- (2) 各HRでは「朝読書」（8：35～8：45の10分間）を行い、情操の高揚に努める。
- (3) 1学年では、道徳の授業（年間10回）と道徳の時間（総合的な探究の時間、LHRを活用）を活用して道徳性の向上を目指す。
- (4) 担任等による個人面談、保護者面談、担任による家庭連絡、家庭訪問等によりいじめ防止の意識の啓発及びいじめあるいは疑わしい行為の情報収集に努める。
- (5) いじめの被害に遭っている生徒の変化の特徴（元気がなくなる・生活時間が乱れる・口数が少なくなる等）を時機ととらえて保護者に伝え、学校との密な連絡を呼びかける。
- (6) 学年集会、全校集会において、学校全体で暴力や暴言を排除し、いじめを防止する啓発指導を行う。
- (7) 生徒指導部、人権教育推進委員会、進路指導部、教育支援部が主催し、外部講師を招いて安全講話、人権講話、進路指導講演会、保健講話を行い、人間としての生き方・在り方を考える機会を設定し、人間性の深まりを目指す。
- (8) 携帯、スマートフォン、インターネット問題講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
- (9) 各教科で指導法の研究を深めるとともに、校内の授業研究のための週間（6月～7月、9～10月）を設定し、教員相互に授業を公開しあい授業指導力の向上を目指す。
- (10) 教職員研修を通して不祥事根絶を目指す意識改革を図るとともに、生徒理解の深化を目指す。

### 4. いじめの早期発見について

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。学校の内外を問わず、冷やかしかからかい、仲間はずれ、集団による無視、離れた場所やどの時間でもできるSNS、メールやLINEによる悪口や中傷などで精神的な苦痛を感じている者もある。いじめはどここの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識を持ち、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなくいじめを積極的に認知することが必要である。

#### ○具体的な方策

- (1) 教育支援部を中心に定期的（年2回）にいじめの発見だけではなく、体罰その他の学校生活全般における様々な気付きを掘り起こすために「学校生活アンケート」を実施する。
- (2) 担任による個人面談、保護者面談、家庭への電話連絡、家庭訪問等により情報収集する。
- (3) 各授業中の教員による生徒観察でいじめの兆候の発見を心掛ける。また、保健室にきた生徒の相談や観察を行う。
- (4) 校内を見回るなど、生徒の様子を見たり声かけを行う。また、部活動での生徒の変化を観察する。
- (5) 全校集会で生徒指導主事より長期休業期間中の生活の心得を作成し、生徒に説明する中で、いじめ等の相談・通報の窓口を紹介する。また、学校外にいじめ等の相談・通報の窓口があることを紹介する。
- (6) 生徒がいじめの加害者・被害者だけではなく、「観衆」としてはやし立ておもしろがる存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にもならないように指導する。

### 5. いじめを認知した場合の対応

生徒からいじめに係る相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、通報その他の

適切な処置をとる。通報を受けたときや、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を報告する。

いじめの発見・通報は、発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長と速やかに情報伝達し、情報の共有化を図る。そして、管理職から県教育委員会に速やかに報告する。特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に、また事案に即して柔軟に対応していく。対応には正確で丁寧な説明を行うなど、隠蔽や虚偽の説明を行わない。全職員が被害生徒を徹底して守り通すという心構えを持ち、加害生徒に対しては、更正させること、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下毅然とした態度で指導していく。生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える。

#### ○具体的な方策

- (1) 関係者の協力（学年、生徒指導部が中心に複数で対応し、不適切な聴取方法を取らず、必ず手書きとデータでの記録を残す）のもと事実関係をしっかり把握する。
- (2) 保護者と密に連携しつつ被害生徒への支援（学年、生徒指導部、養護教諭等が連携・協力）に努め、被害生徒が安心して学校に通学するための処置を講じる。
- (3) いじめについて把握された事実関係については、被害生徒とその保護者へ学校が行う対策とともに情報として提供し、確認と理解をえる。
- (4) 加害生徒とその保護者に対しては、いじめの事実を通知し、事案の重大性の理解と反省を促す指導（学年、生徒指導部が中心となり特別指導等の必要性を協議し、指導計画を作成、職員会議を経て校長決裁する）を教育的配慮を心掛けながら実施する。この指導後も事後観察と保護者との連携に努め再発防止をはかる。特に加害生徒が再び被害者や通報者に物理的・精神的な圧力を掛けないよう対策を尽くす。
- (5) 必要に応じて、生徒に対しいじめの相談・通報は適切な行為でありいわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないこと等、いじめ防止に向けた意識の高揚に努める。
- (6) 必要に応じて、県教委の指導を受けながら、関係機関（警察、医療機関）との連携を図る。

#### 6. 重大事態への対処

重大事態の定義及び対処は、「いじめ防止対策推進法」に以下のように規定されている。（学校の設置者又は設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

※千葉県では県教委（学校安全保健課）に第1報を入れる。その後指導課に第2報を入れる。

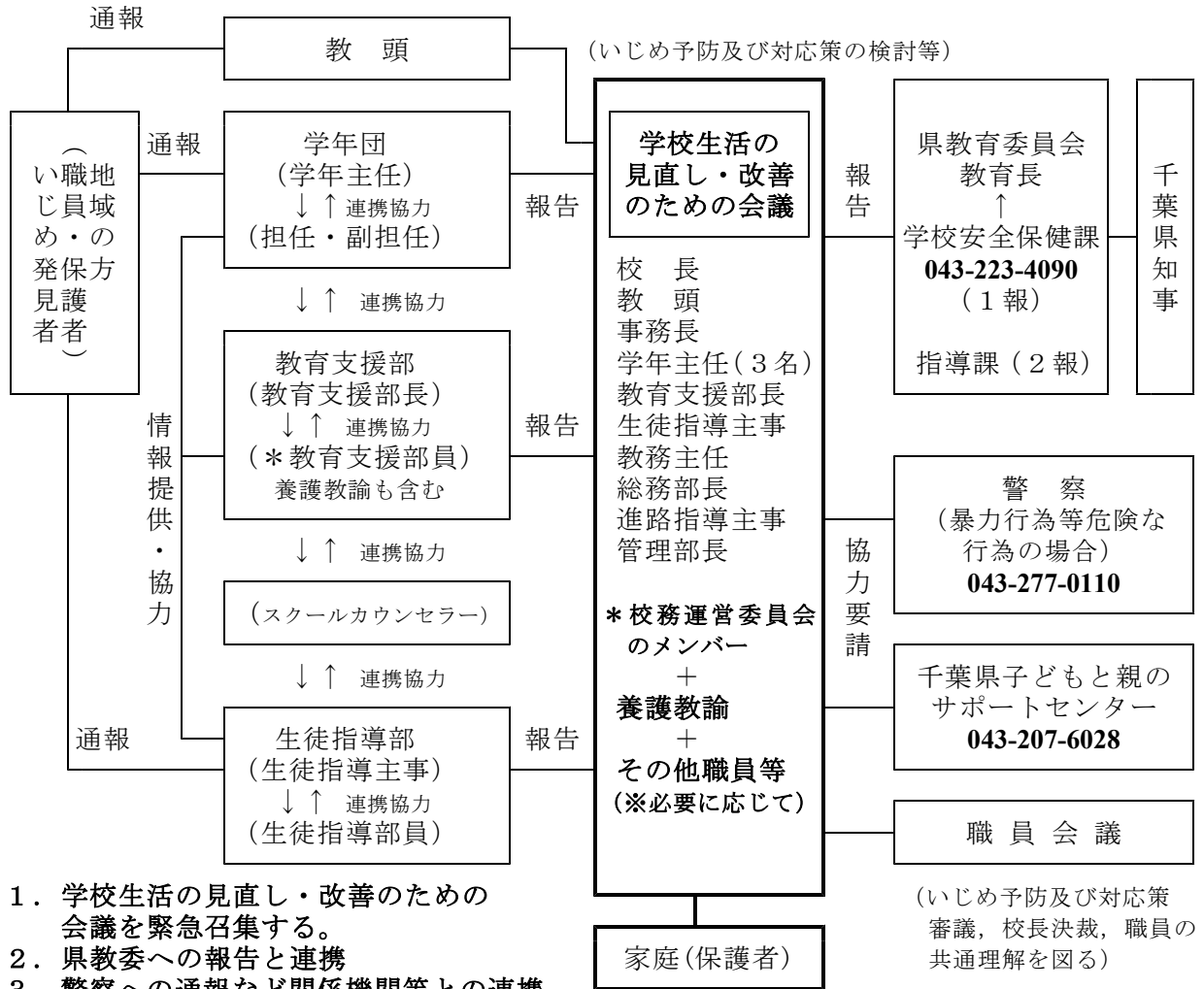
学校は、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたという疑いや、いじめにより生徒が相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合、また、生徒や保護者からそのような申し出があった場合、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

#### ○具体的な方策

- (1) 重大事態を認知した場合の報告体制は（発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長）と速やかに情報伝達する。
- (2) 県教委への報告は、学校安全保健課へ第一報を入れる。（→教育長→知事）。学校安全保健課から指導課へ連絡があり、二報以下は指導課の対応になる。

- (3) 警察等関係機関への通報はためらわず行う。
- (4) 調査を行う機関の判断は県教委が行う。

○千葉県立千葉西高等学校いじめ対策組織及び初動体制について(重大事態の連絡体制も含む)



※いじめの重大事態を発見・通報があった場合は、発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭・副校長→校長→学校安全保健課→教育長→県知事 と速やかに情報伝達し、情報の共有化を図る。学校安全保健課(危機管理担当) 043-223-4090

#### 7. 公表, 点検, 評価

いじめ防止は学校の最大の教育課題の一つであり、その対応には学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。ホームページを活用して本校の学校いじめ防止基本方針を公表し、本校でのいじめ防止の取り組みを理解していただくとともに、情報提供に協力をいただくことで、いじめ防止の取組に協力を得る。また、いじめ防止の具体的な取り組みを更に深めるために評価点検を心掛けていく。

○具体的な方策

- (1) 「学校生活アンケート」等の調査の分析を継続して行っていく。質問項目の検討も行う。
- (2) 学校評価等においても、本校のいじめ防止基本方針の在り方及び具体的取り組み状況等について質問項目として評価を受ける。
- (3) 保護者会総会, 理事会等を通していじめ防止に向けた取り組みの説明および評価を受ける
- (4) 様々な機会を通して、本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い、内規を含めた見直しを行う。